

Back Number

本論文は

# 世界経済評論 2023 年 3/4 月号

(2023 年 3 月発行)

掲載の記事です



## 世界経済評論 定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%

送料無料  
OFF

富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読  
期間中

デジタル版バックナンバー 読み放題!!



世界経済評論 定期購読



0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。  
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp

雑誌のオンライン書店

# 対中規制に反発する 中国とその対応



アジア経済研究所 新領域研究センター 主任調査研究員 **箱崎 大**

はごさき だい 都市銀行入行後、日本経済研究センター、シンクタンク研究員、香港駐在東北アジア担当エコノミストを歴任。2003年に日本貿易振興機構（ジェトロ）入構後、北京事務所調査担当次長、海外調査部中国北アジア課長を経て2018年より現職。専門は中国マクロ経済、日本企業の対中直接投資動向。早大修士（国際関係学）。

2018年に始まる米国との追加関税の応酬、いわゆる貿易戦争で中国は、対抗措置の均衡を図り貿易協定で譲歩し、停戦に辿り着くかみえた。しかし2019年以降、米国が安全保障上の懸念等を理由とする輸出規制に軸足を移し、停戦には至らなかった。そして中国は「国家安全」の強硬化に傾斜していった。「国家安全」確立の取組みは2013年来のもので、商務部から「国家安全」確保を目的として輸出管理法草案が公開されたのも2017年と最近のことではない。この草案にしても基本は兵器関連の汎用品・技術に関する規制という大国としての国際的義務の履行のためであった。しかし2020年、「国家安全」強硬化の動きは加速する。7月の全人代常務委第二次草案では国家安全と利益に危害を及ぼす国外の組織と個人に対する域外適用規定が加筆され、10月の同第三次草案では報復条項が盛り込まれた。一般貿易についても、同年8月に輸出禁止・輸出制限技術目録を改訂し、9月には「信頼できないエンティティー・リスト」制度を整備した。翌年1月には「国家安全」の保護を目的とし「外国の法律および措置の不当な域外適用を阻止する規則」、6月には「反外国制裁法」を発表する。「中華民族の偉大なる復興」を掲げる習政権は、その初期から「国家安全」を見据え、後に米国の圧力を奇貨としてその強硬化を進めた。米中は二国間の対立を、世界の絵踏みへと変えていった。

## I 製造大国から製造強国へ

20世紀末の中国は、国有銀行が国有企業に資金を流すことで雇用を維持していたが、市場競争のない経済は減速がやまず、レイオフだけが増加していった。輸出は増えていたが、それを支えていたのは大陸の端の薄皮のような沿海部に犇めく外資企業であった。当時中国の経常収支は黒字であったが、誤差脱漏のマイナスが

大きく、資本流出が囁かれ、人民元には切下げ懸念が燻り続けた。1998年3月、朱鎔基総理はその就任にあたり、金融、行政機構、国有企業の三大改革の完遂期限を三年と宣言し脚光を浴びたが、これは中国経済がそれほど痛んでいたからに過ぎなかった。2001年にWTO加盟を果たすが、これも外資企業の国内市場参入という外圧で国有企業に経営体質の改善を迫ることが狙いであった。13億人の巨大市場の魅力は外資企業を呼び込み、工業開発区の建設と不

動産開発で息を吹き返すと、中国は五輪と万博の誘致にも成功する。北京や上海の駐在員は当時、この高成長がいつまで続くか訝る出張者に、面子の国は五輪と万博までは景気を維持しようとするはずだと答えていた。WTO加盟の翌年、経常収支の誤差脱漏はプラスに転じ、経常黒字も急拡大が始まり、人民元はゆっくりと上昇を始めた。しかし黒字は人海戦術の加工組立工場から出荷される輸出製品によるもので、キーデバイスを輸入に頼る中国は、技術力のある国ではなかった。沿海部の速すぎる工業発展と長年の一人っ子政策はやがて労働力不足を招き、賃金上昇により加工組立の強みは失われていった。

2008年9月、米国がリーマンブラザーズの経営破綻後金融危機に陥ると、景気後退の波が世界に広がった。当時中国では社会の安定に必要な雇用の創出に8%成長が必要と言われ、政府は11月、4兆元の大型経済対策で8%死守に動いた。バブル崩壊後に景気対策慣れした日本のメディアは「真水は如何ほどか」と冷めていたが、中国ではそれまでの不動産投機引き締めが緩み、インフラ投資も増え、主要経済指標は翌年半ばには好転した。世界は中国に経済の牽引役を期待し、中国はそれに応えた。2010年、GDP規模で日本を抜き、世界第2位となった。人口13億人、一人当たりGDPは途上国並みと伸びしろの大きな中国は、1位になり得る2位の登場として注目を集めた。2012年11月には習近平氏が総書記に就任する。

当時の中国経済は、4兆元対策による巨額投資の後遺症ともいべき債務と生産能力の過剰によって成長力を削がれつつあった。長年の一人っ子政策により高齢化の進展も急で、「未富先老（豊かになる前に老いてしまう）」の問題

が社会の関心を集めていく<sup>1)</sup>。生産年齢人口が減少に転じると、政府は一人っ子政策を修正する<sup>2)</sup>。中国では経済成長という求心力に陰りが見え始めていた。習総書記は、「中華民族の偉大なる復興」は「中国の夢」との発言を公場で重ねていく。

2013年11月に開催された重要会議、三中全会（中国共産党第18期中央委員会第三回全体会議）において習近平政権は「改革の全面的深化における若干の重大な問題に関する中共中央の決定」（以下、「決定」）を打ち出し、腐敗撲滅、経済構造の転換をはじめとする大改革に乗り出す。経済政策の力点を成長の量から効率へと移し、8%成長へのこだわりを捨てる。「虎もハエも叩く」と言われた腐敗撲滅活動は、共産党中央政治局常務委員、党内序列9位に上り詰めた周永康の逮捕によって、聖域なき改革を印象付けた。経済面では2015年5月、中華人民共和国建国100年となる2049年に世界の製造強国の先頭グループ入りを目指すロードマップ、「中国製造2025」を発表する。中国は製造大国ではあっても強国ではないと現実を直視し、高度な半導体の国産化を重要課題に据えた。追われる米国は、中国への警戒感を一段と強めるようになる。

## II 国際的に強まる圧力と国家安全法の成立

三中全会の「決定」では、「中央国家安全委員会」（以下、国安委）の設立が発表されている。「決定」発表当時は「中央全面深化改革領導小組」（以下、改革小組）設立と習氏が自らトップに就任することへの注目度が極めて高く、国安委設立はその陰に隠れたが、国安委も

トップは習氏であり、力の入り様は改革小組と比肩し得る。

三中全会については、閉会直後に「公報」と呼ばれる会議の抄録が発表され、三日目に詳報である「決定」と、習氏の発言録『『改革の全面的深化における若干の重大な問題に関する中共中央の決定』に関する説明』（以下、「説明」）が公開されている。国安委の設立は、「公報」や「決定」では長い文書の終わり近くに埋没しているが、「説明」では習氏が「決定」のポイントの一つに挙げている。この温度差について高木（2017）は、改革小組と異なり国安委の動静について公式報道がないことなども指摘しつつ、「かなりの抵抗を受けていることを示唆している」と述べている。また、その後の中国の国家安全の体制整備の停滞について、「反腐败、法治推進、供給側の経済体制改革、軍改革等の重要課題には積極的に取り組んできたことを考えると、当面抵抗の大きい『効果的で権威ある国家安全保障体制』の構築の優先順位を下げていくとも考えられる」との見方を示している。

2014年4月、中央国家安全委員会第1回会議において習主席は「総体国家安全観」という考え方を示した。習主席の発言録によれば、総体国家安全観とは、「人民の安全を主目的とし、政治の安全を根本とし、経済の安全を基礎とし、軍事・文化・社会の安全を保証とし、世界の安全の促進に依拠して中国の特色ある国家安全の道を歩み出すこと」<sup>3)</sup>を指す。「国家安全」の構成要素として、政治、国土、軍事、経済、文化、社会、科学技術、情報、生態系、資源、核の11の安全を挙げ、総体国家安全観の完遂には対外的安全保障と対内的安定維持、伝統的安全保障と非伝統的安全保障を同時に重視しなければならないと述べている。

また、共産党中央党校によれば、「人々の安全を目的とするということは、常に人々の安全を最優先し、国家の安全保障は全て人々のためであり、全ては人々にかかっていると主張することを意味する。政治的安全を基盤として、その核心は政権の安全と制度の安全を統合することであり、最も基本的なことは、中国共産党の指導力と支配的地位を維持し、中国の特徴ある社会主義体制を維持すること」である<sup>4)</sup>。つまり、中国国民を守るのは中国共産党であり、共産党政権の維持が中国国民を守ることにつながるのであり、人民の安全のための最優先事項は政権の維持ということになる。

当時の中国を取り巻く状況について角崎（2015）は、「米国のアジア太平洋への『リバランス』、日中関係の悪化、および南シナ海における領土・領海をめぐる争いの激化」があり、「国際的に強まる『圧力』が、国内に存在する様々な矛盾と互いに連動することで、中国が内部から崩壊していく可能性」に党と政府は危機感を持ったと指摘する。また、国際的に強まる圧力として、「経済の領域（TPP（環太平洋パートナーシップ）やTTIP（環大西洋貿易投資パートナーシップ）、価値観やイデオロギーの領域（民主主義や人権）、あるいは海洋・空域の主権をめぐる言説の領域）における「米国を含む諸外国が、中国の国際社会におけるパワーの拡張を抑制するための攻勢」を挙げている。

そして2015年7月、全人代常務委員会で「国家安全」の維持を目的とする国家安全法が可決される。「国家安全」とは、同法第2条によれば、「国家の政権、主権、統一と領土の保全、人民の福利、経済社会の持続可能な発展、および国家のその他の重要な利益に相対的に危険がなく、内外の脅威を受けない状態にあるこ

と、および安全な状態の持続を保証する能力が保障されていること」を指す。

### Ⅲ 貿易戦争から輸出規制へ

オバマ政権下の米国は、「アジア太平洋へのリバランス」を通じ中国を牽制してきたが、米国第一主義を掲げ2017年1月に発足したトランプ政権に緩手が出る。一つは中国包囲網とも言われていたTPP交渉からの離脱、もう一つは米国の雇用悪化の原因を貿易赤字の相手国に求めたことである。米国の内向き志向とは対照的に中国は同年5月、2013年来展開地域の拡大を続けてきた一帯一路構想をテーマに、第一回「一帯一路」国際協力サミットフォーラムを北京で開催し、同構想への世界の支持を誇示した。フォーラムには29カ国の国家元首、政府首脳、130以上の国と70以上の国際機関から1500人以上が参加した<sup>5)</sup>。

米国が最大の貿易赤字を計上する相手国は中国で、2018年3月に米国は、通商法301条に基づき600億ドル分の対中輸入に追加関税を課すことを決定した。第一弾として同年7月、340億ドルに相当する818品目に25%の追加関税を課した。この発動と同時に中国は、準備していた同規模の追加関税賦課を実施した。追加関税率は米国と同じく25%、品目数は大豆、牛肉、豚肉、自動車、水産物など545を数えた。米国は8月、第二弾の追加関税賦課を開始した。税率は25%、対象の279品目は対中輸入の160億ドルに相当した。中国も即時、報復関税措置を発動した。税率は25%で、古紙や銅のくず、乗用自動車などが対象となった。9月には米国が追加関税第三弾の賦課を開始した。追加関税率は2018年末までは10%、その

後は25%に設定された。対象は5745品目で、対中輸入額2000億ドルに相当する規模であった。これに対し中国は、対米輸入の4545品目に10%または5%の追加関税を賦課したが、金額としては600億ドル相当に過ぎなかった。中国の対米輸入は、米国の対中輸入に比べ少なかった。2019年に入り、3月に予定されていた第三弾の追加関税率の引き上げの延期が発表された。中国政府との構造協議に重要な進展がみられたことがその理由であった。しかし5月、ワシントンで行われた閣僚級貿易交渉会合で合意できず、結局米国は第三弾の追加関税率を25%に引き上げ、中国も第三弾の品目について追加関税率の引き上げを発表した。米国は同日、追加関税第四弾の対象品目案を公表した。対象は3805品目、対中輸入額3000億ドルに相当し、追加関税率は最高25%とされた。しかし貿易戦争は手詰まりとなりつつあった。

### Ⅳ 米国の輸出規制と中国の「国家安全」強硬化

ここで一つの転機が訪れる。2019年5月、米国商務省がファーウェイと関連68社をエンティティ・リスト(EL)に追加することを発表した。ファーウェイに米国製品(物品・ソフトウェア・技術)を輸出・再輸出する場合、通常は輸出許可が必要ない品目にも事前の許可が必要となったことを意味するが、基本的に許可は下りないため、ファーウェイが半導体をはじめとする米国製品を調達できなくなることと同義であった。

米国は8月、第一弾から第三弾の品目の追加関税率を30%に、第四弾は15%に引き上げることを表明したが、10月の米中貿易交渉閣僚

協議後、その見送りを発表した。2020年2月には米中の第一段階の経済・貿易協定が発効した。中国は米国側に追加関税の全面撤廃を求めているが、米国側は大部分の品目の追加関税を据え置いた<sup>6)</sup>。

追加関税の応酬で中国は、自国の企業や個人の安全を脅かされたわけではなかった。不利益を被ったのは米国の消費者という面もあった。しかし米国の輸出規制の方はその破壊力が凄まじく、ファーウェイをはじめとする中国のリーディングカンパニーが一瞬で窮地に追い込まれた。中国の「国家安全」強硬化はそこから加速する。

## V 輸出禁止・輸出制限技術目録の改訂

中国の輸出管理規制は、一般的な貨物及び一般技術に対する規制と、両用品、軍需品、核関連技術等の安全保障関連技術に対する規制の2つの系統がある。

中国は2020年8月、「輸出禁止・輸出制限技術目録」の改訂を発表した。一般技術の輸出管理は、対外貿易法とその下位法である技術輸出入管理条例に規定され、技術輸出は禁止技術・制限技術・自由技術の3分類の下で管理されるが、この目録は一般技術について、輸出を禁止しないし制限する技術を集めたリストである。

改訂版発表は、北京字節跳動科技（バイトダンス）に米国の動画投稿アプリ事業 TikTok の売却を命じた大統領令の発表からわずか2週間後のことであった。大統領令は米国のユーザー情報が中国政府に流出することを懸念した措置であった。目録の発表には「同社の米国事業で利用されている AI 技術等も輸出規制の対象となる可能性が生じ、事実上、当該売却交渉をけ

ん制する効果があった<sup>7)</sup>との見方がある。大統領令は90日以内の事業売却を命じたが、今も売却されていない。

2008年以來となった目録の大幅改訂では、人工知能、情報技術分野の最新技術が規制対象に加わった。背景として、中国における上記の分野の技術開発の活発化に加え、米国では2018年に「輸出管理改革法」(ECRA)が成立するなど「新興・基盤技術(emerging and foundational technologies)」を輸出規制に加える動きがあることも影響したと考えられる。中国の知的財産使用料は、収支としては大幅な赤字ながら、受取額自体はここ5年ほど急増している。

## VI 「信頼できないエンティティ・リスト」制度

2020年9月には、中国の商務部が「信頼できないエンティティ・リスト」制度を公布した。制定の意向はファーウェイが米国側のエンティティ・リスト(EL)に掲載された2019年5月に表明されている。制定当時は大手通信機器メーカーをはじめ多くの中国企業が、安全保障上の理由や少数民族に対する人権侵害等を理由に、米国輸出管理規則(EAR)上のELに掲載され、米国企業との取引や輸出の制限対象となっていた。

このリストも前節同様、一般貿易を対象とする「対外貿易法」に基づくものである。第1条には制定の目的として、「国家の主権、安全および発展の利益を保護し、公正かつ自由な国際経済貿易秩序を維持し、中国の企業、その他の組織または個人の正当な権利と利益を保護するため」と記されている。第二条は「国は信頼できないエンティティ・リスト制度を構築し、外

国エンティティーの国際経済貿易及び関連活動における以下の行為に対し、相応の措置を講じる」としている。「以下の行為」とは、(1) 中国の国家主権、安全、発展の利益に危害を及ぼす、(2) 正常な市場取引原則に違反し、中国企業、その他の組織あるいは個人との正常な取引を中断または差別的措置を採り、合法的な權益に深刻な損害を与えることを指す。中国の安全に危害を及ぼすものが制裁対象であり、中国の「国家安全」の中身がカギとなっている。

## Ⅶ 輸出管理法

2020年10月、輸出管理法が成立した。その草案は2017年6月に公開されている。商務部によるパブコメ募集通知には制定の趣旨として、90年代以降、「核輸出管理条例」、「核両用物資及び関連技術の輸出管理条例」などの行政法規や規定の制定により、軍事物資、核、生物、化学、ミサイルなどをカバーする両用物資の初歩的な輸出管理に関する法律体系が確立されていたが、より良く輸出管理に関する作業を促進、保証し、国家の安全と利益の発展を守り、国際的な義務を履行するために、輸出管理の領域における基礎的な法律を制定し、現有の行政法規や規定をまとめる必要があると記されており、兵器関連の汎用品・技術に関する規制という大国としての義務の履行のためであったように見える<sup>8)</sup>。一方で草案には再輸出規制やみなし輸出規制つまり中国企業・中国公民から外国企業・外国個人への技術等の提供の規制も盛り込まれており、「中国の貿易・投資環境を大きく損ない、中国自身にとってマイナス<sup>9)</sup>と懸念されていた。その後、2018年から貿易不均衡を巡り米中は追加関税措置の応酬とな

り、2019年5月には米国が輸出規制を実施する。12月には中国が輸出管理法の審議に入るが、全人代常務委第一次草案審議は、懸案の再輸出規制、みなし輸出規制に大きな修正を施すことなく終了する。2020年7月の第二次草案審議では国家安全と利益に危害を及ぼす国外の組織と個人に対する域外適用規定が追加され、外資企業に動揺が広がった。同年10月半ばの第三次草案審議では商務部草案改訂時に削除された報復条項が復活し、同法は成立した。

報復条項と呼ばれる第48条は、「如何なる国家あるいは地域も、輸出管理措置を濫用し中華人民共和国の国家安全と利益に危害を加えれば、中華人民共和国は実際の状況に基づきその国家あるいは地域に対し相応の措置を採ることができる」と規定している。また、中国の輸出管理法の最大の特徴とされる第44条の域外適用規定とは、「中国国外の組織と個人が、本法の規定に違反し、拡散防止などの国際義務の履行を妨害し、中国の国家安全と利益に危害を及ぼした場合は、法に基づいて処理し、その法的責任を追及する」というものである。この域外適用規定について薬師寺(2020)は、「中国国外の組織と個人」「中国の国家安全と利益」「危害」の説明がなく、「利益」や「危害」も意味合いが広いため、「中国当局が好きなように解釈し、幅広く適用できるようにしている」との見方を示している。また、中国の安全保障について、「最大の目的は共産党支配を安定させることであり、それは国外の脅威への対処だけでなく国内の反政府運動などを抑え込むこと」と指摘し、「『内政干渉』などを理由に国外に批判の対象を作って制裁措置をとる。それを正当化するための法律の一つが今回の輸出管理法なのだろう」と述べている。第2条をみれば本法は、

「デュアルユース品目、軍用品、核及びその他の国の安全と利益の擁護、拡散防止等の国際義務の履行に関わる貨物、技術、サービス等」という特定の品目に適用されるものであるが、第44条、第48条にも「国家安全と利益に危害を及ぼした場合」とあり、品目もさることながら、中国の「国家安全と利益」が何であるかを、如何なる国家も地域も意識せざるを得ない。

## Ⅷ 外国の法律および措置の不当な域外適用を阻止する規則

2021年1月には「外国の法律および措置の不当な域外適用を阻止する規則」が施行された。この規則は、他国の制裁法規等により中国と第三国のエンティティーの正常な取引が妨げられた場合に適用されるものであり、不当な域外適用の状況にあると中国政府が判断した場合、中国のエンティティーがその他国の制裁法規等に従うことを禁止することが出来るというものである。第1条にはこの規則が守るものとして、「国の主権、安全、発展の利益」、「中国の公民、法人あるいはその他組織の合法的な権益」が記されている。

## Ⅸ 反外国制裁法

2021年6月には「反外国制裁法」が施行された。背景には、諸外国から2019年以降、ウイグル人権問題、香港民主化問題を理由として、中国の関連する個人およびエンティティーに対し制裁が発動されたことがある。中国政府はそうした制裁に対抗措置を講じてきたが、対抗措置の表明と実施にあたり法的根拠が明確で

なかったことから、その根拠法として「反外国制裁法」は制定された<sup>10)</sup>。

第1条には制定の趣旨として「国の主権、安全、発展の利益を擁護し、わが国公民、組織の合法的権益を保護するため」と記されている。

第3条は、「外国国家が国際法と国際関係の基本原則に違反し、各種口実やその本国の法律に依拠してわが国に対して抑制、抑圧を行い、わが国の公民、組織に対して差別的規制措置を講じ、わが国の内政に干渉したならば、わが国は相応の報復措置を採る権利を有する」<sup>11)</sup>と規定している。第4～6条によれば、同法の対抗対象は、差別的制限措置の制定、決定、実施に直接または間接的に参加した個人、組織のみならず、その個人、組織と特定の関連性を持つ個人と組織にまで及び、査証の発給拒否、入国拒否、中国内の財産の差し押さえ、押収、中国内の組織や個人との関連取引、協力等の活動の禁止や制限などが行われる。

中国全人代常務委員会での第一次草案審議から2ヶ月余という短期間で成立した理由について安全保障貿易情報センター（2021b）は、「米国がバイデン政権になっても対中強硬措置を継続し（ウイグル関連の制裁、Entity List掲載、戦略的競争法案の審議等）、EUにおいても天安門事件以来30年ぶりに対中制裁が発動したこと等から、対抗立法を急いだ」との見方を示している。

## X 米国の圧力を奇貨として国家安全の強靱化を図った習政権

2018年に始まる米国との追加関税の応酬、いわゆる貿易戦争で中国は、対抗措置の均衡を図り、貿易協定で譲歩し、停戦に辿り着くかに



みえた。しかし2019年以降、米国は安全保障上の懸念等を理由とする輸出規制に軸足を移し、停戦には至らなかった。そして中国は「国家安全」の強靱化に傾斜していった。「国家安全」確立の取組みは2013年来、つまり習政権初期からのもので、商務部から「国家安全」確保を目的として輸出管理法草案が公開されたのも2017年と最近のことではない。この草案にしても基本は兵器関連の汎用品・技術に関する規制という大国としての国際的義務の履行のためであった。しかし2020年に「国家安全」強靱化の動きは加速し、7月の全人代常務委第二次草案では国家安全と利益に危害を及ぼす国外の組織と個人に対する域外適用規定が加筆され、10月の同第三次草案では報復条項が盛り込まれた。一般貿易についても、同年8月に輸出禁止・輸出制限技術目録を改訂し、9月には「信頼できないエンティティ・リスト」制度を整備した。翌年1月には「国家安全」の保護を目的とし「外国の法律および措置の不当な域外適用を阻止する規則」、6月には「反外国制裁法」を発表する。米中は二国間の対立を、世界の絵踏へと変えていった。

国の安全という場合、外国の脅威から国を守ることを考えるものであるが、中国はそれ以前に、14億人もの多様な人々の統合の維持という課題と対峙している。中国では2012年の反日デモや今回のゼロコロナ政策への抗議デモの様子は報道されず、ウェブ上に残ることもない。中国は巨大な国ではあるが、長い歴史の中で分裂と統一を繰り返してきたことは国民の誰もが知っている。角崎（2015）の言う「国際的に強まる『圧力』が国内に存在する様々な矛盾と互いに連動することで、中国が内部から崩壊していく」リスクの管理に当局が多大な労力を

費やすことで、その巨大さは維持されている。「中華民族の偉大なる復興」を掲げる習政権が、その初期から「国家安全」を見据え、米国の圧力を奇貨とした所以である。

2022年11月、日本貿易振興機構（ジェトロ）が恒例の「海外進出日系企業実態調査全世界編」を発表している。「物価高とゼロコロナが重荷。供給混乱が地産地消を加速」<sup>12)</sup>という状況下、今後1~2年の事業展開の方向性に関する現地の回答ぶりをみると、米国では「拡大」が48.7%であるのに対し、中国は33.4%で調査開始以来最低となった。事業拡大意欲で中国を下回る国・地域は香港（18.7%）とロシア（1.7%）しかない。

米国との対立に加え、アントファイナンス市場延期以降の国内テック企業への管理強化、ゼロコロナ政策の長期化など、権威主義的傾向を強める中国の経済には閉塞感が漂う。ゼロコロナ政策の終了で中国経済は持ち直すかもしれないが、中国市場は巨大であるという魅力が霞むほどその競争は激しい。国連の推計（World Population Prospects 2022）では人口減少も始まっている。外資企業はいつまで中国を目指すだろうか。低所得者層の市場を地場企業の領分とすれば、注目は一人当たり所得、つまり中所得国の罠に陥らずに済むかであるが、その点について権威主義的政治経済体制へ傾斜していった先例が示唆するのは、悲観的な未来である<sup>13)</sup>。

#### 【注】

- 1) 例えば『瞭望東方週刊』2013年10月31日号のカバーストーリーは「未富先老怎么办（豊かになる前に老いてしまう問題をどうすればよいのか）」であった。
- 2) 政府は2013年11月、夫婦どちらかが一人っ子であれば子供を2人まで持つことを容認した。2016年1月には全ての夫婦に第2子を認める「二人っ子政策」が施行され、一人っ子

政策は実質的に廃止された。

- 3) 中央政門戸网站「中央国家安全委员会第一次会议召开 习近平发表重要讲话」(http://www.gov.cn/xinwen/2014-04/15/content\_2659641.htm), 安全保障貿易情報センター (2020b)
- 4) 中央党校(国家行政学院)习近平新时代中国特色社会主义思想研究中心「深刻理解和把握总体国家安全观」
- 5) 中華人民共和国駐日本国大使館「『一帯一路』国際協力サミットの成果 楊潔チ國務委員にインタビュー」(http://jp.china-embassy.gov.cn/jpn/zt/1D1LJP/201705/t20170522\_1986351.htm)
- 6) 関 (2020) は中国の譲歩で実現した協定との見方を示している。
- 7) 日本貿易振興機構(ジェトロ)上海事務所ほか (2021a)
- 8) 安全保障貿易情報センター (2017)
- 9) 安全保障貿易情報センター (2020a)
- 10) 日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所ほか (2021b)
- 11) 安全保障貿易情報センター (2021b) の仮訳。
- 12) 2022 年度海外進出日系企業実態調査全世界編のサブタイトル。
- 13) タロン・アセモグル, ジェイムズ・A・ロビンソン『国家はなぜ衰退するのか: 権力・繁栄・貧困の起源』(早川書房) に詳しい。

**【参考文献】**

安全保障貿易情報センター (2017) 「商務部輸出管理法(公開草案)に関するパブリックコメント公開募集の通知」

— (2020a) 「中国輸出管理法草案(改訂草案)についての解説— 全人大常務委がパブリック・コメントを募集」2020年2月17日付

— (2020b) 「中国輸出管理法草案(全人大常務委第二次草案)についての解説」2020年8月27日付

— (2020c) 「中国における『信頼できないエンティティ・リスト』, 『輸出禁止・輸出制限技術リスト』の施行について— 外商投資促進努力と相容れない対中ビジネスリスクとなる恐れ」2020年9月2日付

— (2021a) 「中国商務部による《外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する規則》の公布施行について」2021年1月12日付

— (2021b) 「中国の『反外国制裁法』の施行について(仮訳添付)」2021年6月15日付

角崎信也 (2015) 「『総体国家安全観』の位相」, 公益財団法人日本国際問題研究所『China Report』(2), 2015年11月27日付

関志雄 (2020) 「中国の譲歩で実現した米中第一段階経済・貿易協定— 対米輸入の拡大だけでは貿易戦争は終わらない」独立行政法人経済産業研究所『関志雄: 中国経済新論』

高木誠一郎 (2017) 「『中央国家安全委員会』について」, 公益財団法人日本国際問題研究所『国際秩序動揺期における米中の動勢と米中関係』

日本貿易振興機構(ジェトロ)海外調査部「2022年度海外進出日系企業実態調査全世界編」2022年11月24日付

日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所, 海外調査部 (2021a) 「『外国の法律および措置の不当な域外適用を阻止する規則』の概要— 中国の安全保障貿易管理に関する制度情報 専門家による政策解説〜」2021年10月

— (2021b) 「反外国制裁法の概要— 中国の安全保障貿易管理に関する制度情報 専門家による政策解説〜」2021年10月

日本貿易振興機構(ジェトロ)上海事務所, 海外調査部 (2021a) 「輸出禁止・輸出制限技術目録の概要— 中国の安全保障貿易管理に関する制度情報 専門家による政策解説〜」2021年11月

— (2021b) 「『信頼できないエンティティ・リスト』制度の概要— 中国の安全保障貿易管理に関する制度情報 専門家による政策解説〜」2021年12月

— (2021c) 「中国の輸出管理法の概要— 中国の安全保障貿易管理に関する制度情報 専門家による政策解説〜」2021年8月

業師寺克行 (2020) 「中国の輸出管理法にみる『安全保障観』の異様さ 政治の安定優先, 域外適用で自在に制裁対象に」, 『東洋経済オンライン』, 2020年11月11日付

**(一財) 国際貿易投資研究所の調査研究報告書  
「調査研究シリーズ」のご案内**

(一財) 国際貿易投資研究所のサイト (<https://www.iti.or.jp>) から、報告書の全文をダウンロードすることができます。

**中国デジタル・トランスフォーメーション戦略と多国間協力の可能性に関する研究**

(No.124, 2022年2月刊)

**【目次】**

1. 中国のDX戦略とこれに対抗する西側諸国の経済制裁 ..... 中央大学法学部教授 梶田幸雄
2. 「デジタルシルクロード」の実態 ..... 拓殖大学政経学部教授 朱 炎
3. デジタル人民元と人民元国際化の最近の動向— 日中金融協力の視点から ..... 帝京大学経済学部教授 露口洋介
4. 中国国有企業改革におけるDXへの期待と課題 ..... 一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所研究主幹 岡崎久美子
5. DXのモデル都市における実験の進展状況 ..... ジャーナリスト 高田智之
6. 中国個人情報保護法の立法動向及び日本企業への影響 ..... 北京大成律師事務所パートナー・弁護士 田 漢哲

一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI)

TEL: 03(5148)2601 / FAX: 03(5148)2677

〒104-0045 東京都中央区築地1丁目4番5号 第37 興和ビル3階

E-Mail: jimukyoku@iti.or.jp/ URL: <https://iti.or.jp/>